和泉市訓令

庁中一般

和泉市イメージキャラクター「コダイくん・ロマンちゃん」の着ぐるみ貸出要綱を次のように定める。

平成２５年５月１日

和泉市長　辻　宏康

和泉市イメージキャラクター「コダイくん・ロマンちゃん」の着ぐるみ貸出要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、和泉市が保有する和泉市イメージキャラクター「コダイくん・ロマンちゃん」（以下「コダイくん・ロマンちゃん」という。）の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出し等に関し、必要な事項を定める。

（権利）

第２条　着ぐるみに関する一切の権利は、和泉市に属する。

（貸出目的）

第３条　和泉市長（以下「市長」という。）は、和泉市（以下「市」という。）への愛着や親しみを高めるとともに、市のイメージを内外に発信することを目的に着ぐるみを貸出することができるものとする。

（使用申請）

第４条　市が所有する着ぐるみの使用を申請する場合は、着ぐるみ使用申請書（様式第１号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。その申請内容に変更が生じた場合も、同様とする。

（１）着ぐるみの使用を予定するイベント等の資料

（２）その他市長が認める書類

（使用の承認）

第５条　市長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を確認し、当該使用が第３条に定める使用目的に合致する場合は、着ぐるみ使用承認通知書（様式第２号）により通知するものとする。

２　同一時期に第４条による複数の使用申請があったときは、原則として先着順に承認するものとする。

（使用を承認しない場合）

第６条　着ぐるみの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとし、着ぐるみ使用不承認通知書（様式第３号）より通知するものとする。

（１）法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
（２）和泉市の信用又は品位を害するとき又はそのおそれのあるとき。
（３）特定の個人、企業、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき。
（４）　着ぐるみの使用によって、誤認又は混同を生じさせるとき又はそのおそれのあるとき。
（５）コダイくん・ロマンちゃんのイメージを損なうとき又はそのおそれのあるとき。
（６）その他、着ぐるみの使用が適当でないと認めるとき。

（使用料）

第７条 着ぐるみの使用料は、無料とする。ただし、運搬等に係る経費は、第５条第１項の規定による使用承認通知書（様式第２号）を受けた者（以下「使用者という。」）の負担となる。

（貸出期間）

第８条 貸出期間は、原則として、着ぐるみを使用する各種イベント等の開催期間及びその前後の日とし、最長７日間とする。ただし、貸出期間が重複しない場合で市長が必要と認めたときは、この限りでない。

（使用上の遵守事項）

第９条　使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
（２）取扱説明書に従って使用すること。
（３）着ぐるみが破損及び汚損しないように努め、破損又は汚損が認められたときは、和泉市へすみやかに報告すること。
（４）雨天時に屋外で使用しないこと。
（５）火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
（６）着ぐるみの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
（７）着ぐるみの装着者は、着ぐるみ装着中に発声しないこと。
（８）着ぐるみ装着中は、１体につき１名以上の補助者をつけること。
（９）着ぐるみを着ていない状態での着ぐるみの写真動画撮影等はしないこと。
（10）使用後は、汚れ等を落とし、陰干しより乾燥させ、必要に応じて消臭を行うなど、清潔な状態に回復し返却すること。
（11）その他市長が付した条件に従って使用すること。

（貸出方法）

第10条　使用者は、市から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は使用者が行うものとする。

（受取及び返却の場所等）

第11条　着ぐるみの受取及び返却は、和泉市役所敷地内にて行うものする。ただし、和泉市役所敷地内での受取及び返却が困難な場合は、市長が認める別の方法により行うことができる。

２　使用者が着ぐるみの受取及び返却をすることができる時間は、平日（和泉市の休日を定める条例（平成２年１０月８日条例第１２号）第２条の各号に規定する以外の日をいう。）の午前９時から午後５時までとする。

（使用承認の取消し等）

第12条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対し、その使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、使用者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

（１）使用者が当要綱に違反したとき。

（２）使用者が第５条による使用承認に付した条件に違反したとき。

（３）申請書の内容に虚偽のあることが認められるとき。

（４）その他、着ぐるみの使用内容が不適当であると認められるとき。

２　市長は、前項により使用承認を取り消すときは、着ぐるみ使用承認取消書（様式第４号）を使用者へ通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定による貸出承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

４　市長は、使用者にコダイくん・ロマンちゃんの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（経費等の負担）

第13条　市長は、この要綱に定める申請に要した費用及び使用の実施に関わる経費又は役務を負担しない。

（原状復帰）

第14条　着ぐるみを著しく汚損又は破損した場合は、使用者の責任と負担により、修理又はクリーニングその他必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。

２　修理又は修復が困難な状態まで損傷している場合は、市長は使用者に対し、実費弁償を請求することができる。

（損害賠償）

第15条　着ぐるみを亡失した場合は、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

（損失補償等の責任）

第16条　市長は、着ぐるみの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

２　使用者は、着ぐるみの使用により、使用者が第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。

３　使用者は、着ぐるみの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

（補則）

第17条　この要項に定めるもののほか、着ぐるみの貸出し又は使用に関し必要な事項は、

市長が別に定めるものとする。

附　則

この訓令は、平成２５年５月１日から施行する。